

## 第4章 計画の体系

基本理念	施策の柱	具体的施策
1. すべての人の人権の尊重	(1) 人権の尊重	①人権擁護に関する教育及び意識啓発 ②人権擁護に関する相談体制の拡充
	(2) 配偶者等からの暴力(DV)の根絶	①ドメスティック・バイオレンス等に関する意識啓発・基本計画策定 ②被害者のケアの充実
2. 互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重	(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進	①性と生殖に関する自己決定権の尊重を中心とした意識啓発と教育 ②妊娠・出産に関する支援
	(2) 生涯を通じたすべての人の健康づくりの推進	①ライフステージに応じた心身の健康支援 ②相談機能の充実
3. あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現	(1) 男女共同参画に関する意識啓発のさらなる推進	①家庭・職場・学校・地域社会等あらゆる場における男女共同参画の理解、意識啓発 ②教える立場を担う人への研修 ③人権を尊重するメディア・リテラシーの向上
	(2) 男性及び子どもに向けた意識啓発の推進	①男性及び子どもに向けた理解促進、意識啓発 ②学校教育の充実
	(3) 男女共同参画に関する大学等との連携・協力	①男女共同参画に関する調査・研究の推進 ②男女共同参画のまちづくりにおける大学等、専門家の活用
4. 社会における制度または慣行についての配慮	(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の実践促進	①家事・子育て・介護等における男女共同参画の促進 ②地域活動における男女共同参画の促進
	(2) すべての人が安心して暮らせる環境の整備	①男女共同参画推進に係る町民活動の支援 ②安全安心のまちづくりに対する男女共同参画の配慮
5. 政策や方針等の立案及び決定への共同参画	(1) 政策・方針決定過程へのさらなる女性の参画促進	①政策提言等における男女共同参画の促進 ②女性の積極的登用と人材開発・育成
	(2) 推進体制と拠点機能の強化	①男女共同参画推進条例の周知 ②町民・事業者・教育機関・各種団体と行政とのネットワーク ③担当部署及び活動拠点機能の強化
6. 家庭生活における活動と他の活動の両立	(1) 雇用等の分野におけるすべての人の均等な機会と待遇の確保	①事業者等の意識啓発や労働関係法の周知・遵守 ②就業・起業の支援
	(2) 育児及び介護を支える環境づくり	①多様な保育サービスの充実 ②在宅介護支援サービスの充実
	(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	①仕事と生活の調和が実現できる労働環境の整備 ②仕事・家庭・地域活動等が両立できる環境整備
7. 国際社会における取り組みとの協調	(1) 国際的視野をもった男女共同参画の支援	①男女共同参画推進のための国際理解・協力
	(2) 平和に向けた文化・国際交流の推進	①平和・文化・国際交流の推進